

# 厚木市立鳶尾小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの定義・いじめに対する基本認識・いじめ防止等に向けた基本理念 についての考え

**いじめの定義** <いじめ防止対策推進法第2条>

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

**いじめに対する基本認識** <厚木市いじめ防止基本方針>

- いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳を損なう絶対に許されない人権侵害行為である。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。

**いじめ防止等に向けた基本理念** <厚木市いじめ防止基本方針>

- 市民は、いじめをしない・させない・見逃さない。
- 大人は、いじめに対して適切な対処をする。

(2)いじめ防止等のために大切にしたいこと

- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、どのクラスでも起こりうるものであることを前提に指導にあたる
- ・未然防止、早期発見、適切な対処の3つを心掛ける
- ・より良い関係を築けるように普段から、家庭・地域社会との連携を密にする
- ・必要に応じて、関係各機関との連携をとる

## 2 学校の具体的な取組

(1) 取組年間計画 (PDCAサイクルを意識して)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容	P・学級開き T・総開き A・総開き 児童教育相談月間 児	・家庭訪問 ・PTAスポーツ親睦会 ・児童理解全体会①	校運営協議会① オアシス運動 ・荻野地区教育懇談会 ・携帯電話教室(4・5・6年) ・YIPアセスメント 校生活児童アンケート 学	P・地域情報交換会 T・Aとびエス 校生活児童アンケート 学	連携合同研修会 T・前期学校評価全体会 A・親子ふれあい草むしり 小・中		学 校 運 営 協 議 会 ②	・PTAもちつき大会 ・児童理解全体会② 児 童 教 育 相 談 ア ン ケ ー ト ・個別面談	護 者 ア ン ケ ー ト 学 校 生 活 児 童 ア ン ケ ー ト 学 校 人 権 週 間	・後期学校評価全体会 ・YIPアセスメント 児 童 理 解 全 体 会 ③	・児童理解全体会③ 学 校 運 営 協 議 会 ③	児 童 教 育 相 談 旬 間 地 域 情 報 交 換 会

(未然防止=青文字 早期発見=赤文字 その他(取組点検・評価などの機会=黒)

## (2) 鷺尾学校いじめ防止対策組織

No.	関係団体等	役職等
1	荻野地区青少年健全育成会	会長
2		相談員
3		指導員
4	心理・福祉関係団体	スクールカウンセラー
5		主任児童委員
6		民生委員
7	警察・法務局	少年補導員
8		保護司
9	家庭・PTA	会長・校外生活委員長
10	学校	校長・教頭・児童指導担当

## (3) 未然防止のための取組

- 児童理解に努め、一人一人が生き生きと活動できる学年・学級経営をめざします。
- たてわり活動などの特別活動を通して、望ましい人間関係の育成を図ります。
- 発達段階に応じた豊かな体験的な活動を通して、道徳性の育成に努めます。
- 教員はよりよい授業を追究し、日々お互いに研鑽に励みます。
- 児童理解全体会や職員会議での情報交換を通して、共通理解を図り、全校協力指導体制を確立します。
- 家庭・地域との連携を図り、学校だよりやHP、各行事への参加を通して情報の発信と共有に努めます。
- 人権週間を設定し、ピンクTシャツ運動などの取組を行うことで児童、保護者の意識を啓発します。
- 人権に関する研修会を設定し、教員の人権意識を高めます。
- インターネット等を利用したいじめの未然防止のために児童、保護者向けに学習会を実施します。

## (4) 早期発見のための取組

- Y-Pアセスメントを年2回行い、児童の実態や変容、課題を把握しケース会議につなげていきます。
- 全員の児童との教育相談の機会を設け、事前のアンケートをもとに、児童の声をじっくり聴きます。
- 日頃から児童をよく観察し、表情や態度の変化を見逃さず、適切な対応ができるようにします。
- 日頃から学級や児童の様子を発信し、教育活動に対する理解と協力を得られるように努めます。
- 保護者が気軽に相談できるよう、学校の相談活動体制について、周知を徹底します。
- 職員間での情報交換を密にし、問題の把握、早期の対応に努めます。

## (5) 適切な対処のための取組

- 「未然防止」「早期発見」に係る取組のなかで、気になる様子があった場合は、迅速に、本人との教育相談に取り組みます。
- 被害児童の訴えや第三者からの通報など、情報を受けた場合は、迅速かつ組織的に事実確認等を行い、指導方針を検討し、保護者に連絡します。
- 加害児童について、行為の過ちを指導し、保護者の理解と支援を依頼します。
- 集団として関わっている事例の場合、集団内の人間関係や雰囲気など背景にあるものを解明し、根本的に「いじめは絶対に許されない」という認識を持たせるよう、指導を徹底します。
- 継続的に指導、支援を行い、経過観察の様子等を、関係機関や保護者へ連絡するとともに、再発防止のため、全校指導体制をさらに強化し、注意深く見守ります。
- 社会で「犯罪」行為と認められる内容(暴行・傷害・窃盗・恐喝・強要など)のいじめについては、警察との連携も積極的に視野に入れながら、指導します。また、緊急の場合には即通報します。

## (6) 重大事態への対処

- 重大事案発生時には速やかに教育委員会に報告し、指導について相談をします。
- いじめ防止等対策の緊急連絡会を開き、「調査組織」の構成員を決めます。
- 「調査組織」は迅速に事実確認をし、適宜被害保護者に情報提供します。